

一部事務組合と広域連合の比較

	一部事務組合	広域連合 (赤字)の部分は、第23次地方制度調査会答申の内容
団体の性格 (種類)	・ 特別地方公共団体	・ 同左
構成団体	・ 都道府県、市町村及び特別区 (複合的一部事務組合は市町村及び特別区)	・ 都道府県、市町村及び特別区
設置の目的等	・ 構成団体又はその執行機関の事務の一部の共同処理	・ 多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲の受け入れ体制を整備する
国等からの事務権限の委任		・ 国又は都道府県は、広域連合に対し法律、政令又は条例の定めるところにより、直接事務を処理することとすることができる ・ 都道府県の加入する広域連合は国に、その他の広域連合は都道府県知事にその権限に属する事務の一部を広域連合が処理することとできるよう要請することができる
構成団体との関係等		・ 構成団体に規約を変更するよう要請することができる ・ 広域計画を策定し、その実施について構成団体に対して勧告することができる 広域計画は、他の法定計画と調和が保たれるようにしなければならない ・ 広域連合は、国の地方行政機関、都道府県知事、地域の公共的団体等の代表から構成される協議会を設置できる
設置の手續	・ 関係地方公共団体が、その議会の議決を経た協議により規約を定め、都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得て設ける	・ 同左 ただし、総務大臣は、広域連合の許可を行おうとするときは、国の関係行政機関の長に協議 (広域連合の設立についての国の関与は必要最小限のものとする)
直接請求	・ 法律に特段の規定はない	・ 普通地方公共団体に認められている直接請求と同様の制度を設けるほか、広域連合の区域内に住所を有するものは、広域連合に対し規約の変更について構成団体に要請するよう求めることができる

組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会 - 管理者(執行機関) <p>ただし、複合的一部事務組合にあっては、管理者に代えて理事会を設けることができる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会 - 長(執行機関) <p>・ 広域計画に定める事項を一体的かつ円滑に推進するため、広域連合の条例で、必要な協議を行うための協議会を置くことができる</p> <p>(少人数の評議員から構成される評議会制を採用することも出来る。併せて広域連合の事務を包括的に委任を受けて管理し及び執行する特別職であるマネージャー制を採用することもできる)</p>
議員等の選挙方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の議員及び管理者は、規約の定めるところにより、選挙され又は選任される 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の議員及び執行機関の選出については、直接公選又は間接選挙による(充て職は不可)
規約に掲げる事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 名称 2 組織する地方公共団体 3 共同処理する事務 4 事務所の位置 5 議会の組織及び議員の選挙の方法 6 執行機関の組織及び選任の方法 7 経費の支弁の方法 	<ol style="list-style-type: none"> 1 名称 2 組織する地方公共団体 3 区域 4 処理する事務 5 作成する広域計画の項目 6 事務所の位置 7 議会の組織及び議員の選挙の方法 8 広域連合の長、選挙管理委員会その他執行機関の組織及び選任の方法 9 経費の支弁の方法
広域計画		<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。 <p>(構成団体は、広域連合が策定した広域計画又は共通政策に基づいて事務処理を行わなければならない)</p>
分賦金		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分賦金に関して定める場合には、広域連合が作成する広域計画の実施のために必要な連絡調整及び広域計画に基づく総合的かつ計画的な事務の処理に資するため、当該広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の人口、面積、地方税の収入額、財政力その他の客観的な指標に基づかなければならない。 分賦金については、当該地方公共団体は、必要な予算上の措置をしなければならない。

出典：総務省ホームページを基に作成

【参考】

広域連合の財政については、第23次地方制度調査会で課税権の検討がされたが、次のような理由により答申には入らなかった。「財政については、独自の課税権を認める案も検討されたが、独自の課税権を有する広域連合は独立性を高め一人歩きするおそれがあること、独自の課税権を認めるためには地方税法を含めて現行の地方税財政制度の大幅な手直しが必要になること、などの理由で沙汰やみになった。(成田頼明 1993.5 都政研究)」